

立命館大学大学院学生研究会活動支援に関わる経費執行基準

(趣旨)

第1条 立命館大学大学院学生研究会活動支援制度にもとづく経費支援として支給する補助金については、この基準にもとづく。

(支給上限)

第2条 補助金は、1研究会に対して年額100,000円を上限として支給する。

(支給対象)

第3条 支給する補助金は、研究会の企画等にかかわる費用（以下「企画経費」という。）および学外者の招聘にかかわる費用（以下「招聘経費」という。）を対象として支給する。

2 企画経費は、次の各号に定める費用とする。

- (1) 消耗品費
- (2) 会場費
- (3) 印刷費

(4) 交通費（教学部長が実施を認めた国内のフィールドワーク等のために行なわれるJR70km以上相当の移動および研究会の企画等にかかわるキャンパス間移動交通費のみ）

3 招聘経費は、研究会の企画、主催等にかかわり、研究会の講師として招聘する学外者（以下「学外講師」という。）に対して研究会が支払う費用のうち、次の各号に定める費用とする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 講師謝礼

(受給手続)

第4条 校費伝票により購入した消耗品の費用を除き、前2項各号の費用につき、経費支援を受けようとするときは、研究会代表者は所定の書類に必要な証憑を添えて教学部長に提出しなければならない。

2 教学部長は前項の書類および証憑を審査し、支援対象と決定した費用につき、補助金を支給する。

(消耗品費)

第5条 消耗品費は、研究会が自ら使用することを目的として購入した消耗品の費用とする。

2 研究会が前項の費用につき、教学部長が経費支援の対象として認めたものについて立命館票生協店舗購買カードを使用して支払うことができる。

(会場費)

第6条 会場費は、研究会が自己の主催により使用した会場の費用とし、教学部長が経費支援の対象として妥当と認めたものとする。

(印刷費)

第7条 印刷費は、研究会が自己の企画にかかわり発生した印刷費用とし、教学部長が経費として妥当と認めたものとする。

(交通費)

第8条 交通費は、鉄道賃、航空賃、船賃、および車賃とする。

2 交通費は、順路に従い最も経済的かつ合理的な経路および方法により算定した額を支給する。

- 3 第3条第2項第4号に定める交通費の算定は、「立命館旅費支給規程」を準用し、「起点」を定める。
- 4 第3条第3項第1号に定める交通費の算定は、国内にあっては学外講師の居住地または所属機関の最寄りJR駅のいずれかを、国外にあっては当該者が渡航する際の最寄りの空港を起点として、当該移動の出発から帰着までに要する額とする。

(鉄道賃)

第9条 国内の鉄道賃は、旅費基準第5条を準用する。

(航空賃、船賃、車賃等)

第10条 航空賃は、旅費基準第14条および第19条第2項を準用し、旅費基準別表3における等級Ⅱを適用する。

2 船賃は、旅費基準第12条を準用する。

3 車賃は、旅費基準第13条を準用する。

4 航空賃、船賃および車賃については、経路を確認のうえ、領収書または納品請求書等の証憑にもとづく実費とする。

(宿泊費)

第11条 宿泊費は、1泊あたり12,000円を上限として証憑にもとづく宿泊料(室料)の実額とする。ただし、学外講師の起点駅が研究会開催地から片道70キロメートル以内のときは、宿泊費は支給しない。

2 前項にかかわらず、教学部長がやむを得ない事情により宿泊を要すると認めるときは、1泊あたり12,000円を上限として証憑にもとづく宿泊料(室料)の実額とする。

(講師謝礼)

第12条 講師謝礼は、学外講師の区分に応じて、源泉徴収後の額として別表1のとおり定める。

2 前項にかかわらず、特に高額な謝礼を支払うことが社会的に妥当な場合など、特別な事情がある場合は、教学部長の承認により、補助金の支給上限の範囲内で前項の金額を超えて支払うことができる。

(改廃)

第13条 この基準の改廃は、教学部長が行う。

附 則

この経費執行基準は、2012年4月27日から施行し、2012年4月1日から適用する。

附 則(2014年1月27日 支給対象の変更にとまなう一部改正)

この経費執行基準は、2014年4月1日から施行する。

附 則(2015年4月1日 交通費算出方法の変更にとまなう一部改正)

この経費執行基準は、2015年4月1日から施行する。

附 則(2018年4月1日 支給対象の変更、交通費算出方法の変更および文言整理にとまなう一部改正)

この経費執行基準は、2018年4月1日から施行する。

別表1 (第12条関連)

学外講師の区分	金額
学外のポストドクトラルフェロー、本学教職員等	10,000円
他大学教員、企業の役職者等	30,000円
他大学学長・副学長・学部長、企業の役員等	50,000円